

第 32 回原子力損害賠償紛争審査会 浪江町説明資料

第 1 財産的損害

1 家屋の荒廃

浪江町民は、自分の生まれ育った家を、震災・津波やその後の管理不能により荒廃したままにせざるを得ない状態に追いやられました。

地震によって外壁が崩れ、屋根瓦や天井が破損するなどの被害を受けた家屋は、原発事故による立入制限で、早急に補修することができませんでした。そのため、倒壊寸前まで被害が拡大し、あるいは雨漏りによって天井や柱、床が腐り、室内がカビに浸食されるに至りました。こうした家屋は、その被害を補修するだけでも数百万円以上の費用がかかります。

これに加えて、原発事故によって町民の帰宅が困難となった結果、家屋の管理不能が続き、野放しにされた家畜や野生の動物に家屋全体が荒らされることになりました。多くの家屋では、家畜だけでなく、ネズミ等の小動物が進入しました。人の管理が行き届かなくなったことにより、巨大化し、急増したネズミ等の小動物は、家屋の中を縦横無尽に走り回り、フンを撒き散らし、家具の抽斗や押入れまでも食い破ってあらゆる場所を荒らし回っているのが現状です。したがって、家屋については、衛生面でも大きな問題が生じています。

今後、仮に町民の帰宅が可能になったとしても、家屋を震災以前の状態に家屋を戻すためには、補修費用にとどまらず衛生面での処理等も含め多額の再生費用が、確実に必要となります。

2 農地の荒廃

次に、農地の荒廃についてです。

浪江町は、もともと、豊かな自然に恵まれて、農業が盛んな場所でした。

しかし、原発事故以後、町民の立ち入りが不可能になった結果、水田は干からび、畑には柳やその他の雑草が生い茂ってしまい、農地として使用することは到

底困難な状態になってしまいました。

そもそも、農地として利用するためには、放射性物質の影響に対する安全性の確保が前提となります。しかし、現在、除染作業は思うように進んでおらず、農作物への放射性物質の滞留を防ぐための効果的手段についても、いまだ研究の途上です。仮に、放射性物質の影響を払拭したとしても、長い間、肥料を撒かず、土地を耕さず、雑草の生い茂るままにしてきた農地は、土壌の堅さや栄養状態が著しく悪化しており、作物をすぐに育てられる状況にはなりません。また、除染作業を終えても、直ちに農地として利用するので無ければ、結局のところ耕作放棄地になってしまい、多額の農地再生費用がかかることは避けられません。

3 商工業及び生業の崩壊

最後に、商工業及び生業の崩壊について説明いたします。

浪江町は、古くから商業が盛んで、その商圈は広く、双葉郡内ばかりではなく南相馬市にまで広がっていました。

しかし、現在は、避難により事業は再開出来ず、休止や廃止状態の事業者がほとんどです。また、将来、浪江町の避難指示が解除となり、浪江町に町民が戻ってきても、近隣の市町村にも住民が戻ってこない限り、以前のような利益を得ることは、難しいでしょう。

また、第一次産業においても、漁業は、発電所からの汚染水の影響も懸念されますし、農業は、先ほど述べたように農地の荒廃が進んでいるため、早期再開は不可能な状態です。そして、仮に今後事業を再開したとしても、風評被害が懸念されます。

このような面でも、浪江町民には、その生活面にも今後長く深刻な影響を及ぼす、甚大な被害が生じています。

第2 精神的損害

1 被曝による精神的損害

第1に、被曝そのものによる精神的損害です。

原発事故直後、浪江町は東京電力との通報連絡協定にもかかわらず、東京電力、国、福島県のいずれからも原発事故の状況や避難指示に関する情報を伝えられず、浪江町民は情報不足に振り回され、放射能の恐怖にさらされることになりました。

特に、20 km圏を超えた高濃度放射能汚染の危険性の情報や、町民の多くが一時避難していた津島地区の高い放射線量について公表・伝達がされなかったために、過剰な被曝を余儀なくされ、その結果浪江町民は、先行きの見えない不安と苦痛を背負い続けることになったのです。

2 避難生活による精神的損害

第2に、避難生活による精神的損害です。

避難生活を強いられていること自体、浪江町民にとって、大きな精神的苦痛です。先の見えない避難生活が長期化するほど、浪江町民の精神的損害は増していきます。

また、移動理由を知らされないまま、貴重品や薬なども持たずに避難をしなければならず、心の準備もないままに頻繁・長距離にわたる避難所の移動を余儀なくされ、荷造り・荷ほどもや新たな生活環境への順応を繰り返さなければならなかったことも、非常に大きな精神的苦痛です。

一次避難所となった体育館等の施設では、世帯ごと、個人ごとの生活空間は狭く、段ボール等で遮蔽をしてもプライバシーの保護は不十分でした。健康面・衛生面の問題も深刻でした。

数日で帰宅できると思い込み、ペットを自宅に置き去りにした町民や、飼い慣らした家畜を置き去りにした畜産農家もいます。さらに、立入禁止のため、放置された自宅の状態や盗難の有無を確認することもできず不安を抱えたまま避難生活を送ることを強いられた町民もいます。このように、町民の精神的苦痛はさまざま、また、いずれもとても大きいものとなっているのです。

また二次避難所では、避難所の待遇の違いから、町民の間で不公平感、不平等

感が募るなど、不必要な軋轢により新たな精神的苦痛が生じました。このようなことでも、先行きの不透明さによる精神的苦痛が増幅され、継続することにもなりました。

3 仮設住宅、借上げ住宅等での生活による精神的損害

第3に、仮設住宅や借り上げ住宅で生活していることによる精神的損害です。

仮設住宅は、浪江町で町民が生活していた自宅に比べて圧倒的に部屋数が少なく、面積も狭いのが現状です。さらに、隣の家との距離も近く、隣の家との境や室内の壁も薄く、遮音性・断熱性に欠け、家族の中でもプライバシーはありません。夏は暑く、冬は寒く、家中の壁は結露し、何度拭いてもカビが生えてしまいます。

借上げ住宅も、物件が不足しているため、選択肢が少ないことから、築年が古く、狭く、設備が不十分な物件への入居を余儀なくされた人もたくさんいます。

浪江町民は、このような劣悪な環境の中に、2年もの間、自ら望まずに押し込められ、家族やコミュニティの共同体を分断されてきました。気候も環境も違うなかで、言いようのない無力感、喪失感、社会的劣等感などに苛まれながら生活してきた町民の精神的苦痛は、事故から2年以上経過した現在でも緩和されることは決してなく、むしろ増幅しているのです。

4 子どもへの影響

第4に、子どもへの影響があります。

子どもは、被曝によって、大人よりも身体に大きな影響を受けることから、将来、甲状腺癌に罹患する等被曝による身体的影響が現れるおそれ大きいのです。

また、本件事故による被曝のために、「いつか自分は癌に罹るのではないか」など、将来にわたって常に被曝による身体的影響のおそれを抱え続けて生きていかなければなりません。このように、子どもの将来の健康状態に対する不安は特に大きいといえます。

しかも、既に被曝に対する差別・偏見が生じていることは明らかです。子ども

は将来にわたって、こうした差別・偏見とも、闘っていかなくてはなりません。

被曝を避けるための屋外活動の制限による運動能力の低下、抑うつ状態の発生、不登校といった心身への影響も深刻です。

子どもは身体的にも精神的にも未発達であり、生活環境の変化による影響を受けやすく、転校や家族の別離、住環境や家庭の経済状況などの変化が子どもの成長・発達や精神面に及ぼす影響は大きいものです。

5 高齢者への影響、健康面への影響

第5に、高齢者への影響、とりわけ健康面への影響も深刻です。

子育て世代には、避難による住環境の悪化や、被曝による影響を考え県外など遠方に避難する傾向があります。他方、高齢者世代は、愛着のある県内に避難したいと考える傾向があります。こうした考え方の差もあり、浪江町では普通であった多世代同居での生活は、今では困難になってしまいました。

すなわち、高齢者は単独世帯での生活や施設入所を余儀なくされ、本来必要のなかった世帯破壊と、生活環境の変化を強いられることとなってしまったのです。

また高齢者が浪江町で生活していた時のような農作業等で体を動かす機会も奪われ、またこれまでの人間関係も奪われ、日常生活のハリや生き甲斐も損なわれてしまいました。また食生活などにも変化が生じました。その結果、認知症の悪化や生活習慣病の症状など、高齢者の健康面・精神面には深刻な影響が生じており、これらは現在でも回復の様子を見せていません。

6 家族の離散

第6に、家族の離散による精神的損害があります。

震災前の浪江町では、5人以上の世帯が全体の約16%を占め、持ち家率が高く、平均的な住居の面積も全国平均より広い、という特徴がありました。何世代かにわたる大家族が広い一戸建てで暮らす姿が、浪江町の家族像の一つでした。

ところが、原発事故からの避難による居住環境や就業・通学状況などの変化に

よって、福島県内の原発周辺住民は、世帯の分離を余儀なくされました。浪江町では、世帯数が震災前の約7,700世帯から、平成25年3月14日現在で10,700世帯に増加し、小学1年生から中学3年生までの浪江町民を対象としたアンケートでは、今住んでいる場所とは別に住んでいる家族がいると回答した子供が、全体の約半数にのぼるなど、統計上も世帯の分離、家族の離散が明らかになっています。

生活環境の変化によるストレスや、今後の生活に関する意見の対立から家族内の不和が生じることもあり、家族の構成員一人一人に大きなストレスを生じさせています。

一つの家族が物理的にも精神的にもばらばらに引き裂かれることにより、家族離散が進むケースは後を絶ちません。家族離散に直面した浪江町民の一人一人が、大きな精神的損害を被っています。

7 地域コミュニティ破壊

原発事故は、これまで述べたような個人レベルの損害のみならず、浪江町の地域コミュニティを引き裂き、破壊しました。

人間は、自分の慣れ親しんでいる豊かな自然環境、そしてその場所にあって馴染んできた社会環境があって、初めて希望を持って人間らしく生きていくことができます。

コミュニティとは、このような現実的、具体的な自然環境及び社会環境のすべてを含めた地域社会の総体のことです。原発事故に伴う避難によって、従来の浪江町に存在した有形無形のコミュニティ自体が崩壊しました。そして、地域社会に育まれてきた町民は、安心のよりどころを失ってしまいました。

このように、目に見えない充実感、安心感の喪失自体、取り返しのつかない、きわめて大きな損害です。

そして、町民がこれまで育み享受してきた浪江町の地域コミュニティ、すなわち、自然環境及び社会環境のすべてが破壊されたこと、人間のアイデンティティ

の原点である「ふるさと」が一方的に破壊されたことこそが、本件原発事故の特徴であり、このような被害においても、町民の損害として考えられるべきものといえます。

過去の公害事件では、本件のように、地域コミュニティ全体が破壊されたものではないにせよ、地域コミュニティの破壊が問題とされた事例で、和解において、地域コミュニティの再生に対して配慮がなされています。

しかしながら、この原発事故による損害の基準を定めた中間指針では、地域コミュニティの破壊やその再生に対する配慮がまったくなされていません。

その意味でも、浪江町の地域コミュニティのすべてが破壊されたことについても、町民の損害として考えられるべきです。

以上のとおり、浪江町民は、これまでの生活の基盤と心の拠りどころを破壊され、生活環境が激変したことなどにより、単に、仮設住宅での生活が不便であるといったものだけに留まらない、深刻な精神的損害を被っているのです。

第3 東電による賠償の状況、損害賠償に係る問題点

1 生活再建を考慮していない財物賠償基準

(1) 本件被害の特殊性

今回の原発事故による被害の特徴は、町民がこれまでの自宅に戻って、生活することが困難な場合が少なくないことです。帰還困難区域など、帰還の時期がはっきりしない町民には、まったく別の場所に移住し、そこで新たな自宅を購入することを強られる者が、数多くいます。

ここで問題になるのが、これまでの自宅の評価です。通常の評価方法で、浪江町にある土地・建物を評価し、それを賠償額とする場合には、新しい場所で、同等の建物を購入することができないケースが、新聞等でも報道されているように、多発しております。

町民が自ら望んで、他の場所に引っ越すわけではありません。町民は、浪江町の自宅に帰りたいにもかかわらず、原発事故のために、移住を余儀なくされるの

です。それにもかかわらず、従来の自宅より、条件の悪い住居に住まざるを得なくなれば、町民は、そのことを、どのように納得したらいいのでしょうか。金銭的価値が元の自宅と同じであるという理由は、自らの意思で引っ越した場合にしか妥当しません。

(2) 中間指針を無視した財物賠償基準

中間指針には、「居住用の建物にあっては、同等の建物を取得できるような価格とすることに配慮する」と明記されています。

この点については、上記のように、中間指針でもご配慮頂いております。しかし、実際には、東電は、そのような配慮なしに、低い賠償額を町民に提示しています。そのために、町民は、実際には、慰謝料を使わずにためるなどして、必要な額と提示された賠償額の差額を少しでも埋めようと努力しています。このような事態を避けるためには、現在の基準をより適正かつ明確なものとする必要があるのではないのでしょうか。

現在、財物賠償で、基準が示されているのは、建物、宅地、家財のみです。

しかも、賠償手続きについても開始が大幅に遅れたという問題があります。

このことは、町民の生活再建に著しい不利益を生じさせ、その影響は現在まで尾を引いております。

2 交通事故と異なる精神的損害

(1) 中間指針の問題点

中間指針は、精神的損害の賠償基準も定めています。

この中間指針に納得できないのは、これがもともと、交通事故に対する賠償基準を参考に決定されたことです。

たしかに、大震災直後の混乱した時期に、急いで基準を定めなければならなかった状況においては、交通事故の基準を参考にしたことは、理解できなくはありません。

しかし、既に述べたように、原発事故による避難の結果生じている町民の精神的損害は、交通事故の被害者とはまったく異なります。交通事故であれば、時間の経過とともに、精神的被害は減少するかもしれません。

これに対して、町民の精神的被害は、時間の経過とともにまったく減じてはいけません。そして、交通事故基準に基づく賠償基準を適用されることは、それ自体、町民の精神的損害を引き起すことにも、御留意下さい。

つまり、町民の被害が交通事故と同じだと言われることは、町民にとって、自らの被害の状況が正面から認識されていないことを示すものに他なりません。審査会が、被害を正しく認識してくれないというその事実により、町民は、新たに傷つかざるを得ないのです。

(2) 中間指針の固定化

このような中間指針は、あくまで暫定的であり、将来適当な時期に改定されることが予定されていた基準のはずです。そのことは、「中間」という名称自体が示していますし、第8回の審査会でも避難が長期に渡った場合の見直しが確認されていたはずです。

しかし、実際には、中間指針策定から、間もなく2年経とうとしているのに、実質的に中間指針は、そのままです。町民の被害実態を把握するために、調査を行い、交通事故とは異なる被害の実態を把握して、より適切な基準を策定するには十分な時間があつたはずですが、残念でなりません。

第4 今後の課題

1 避難者の被害状況の調査に基づく賠償基準の作成

今回、審査会が、浪江町を含む被災地に現地調査に来られ、被害の実態を見られたことを、浪江町は大いに歓迎致します。

審査会の先生方には、たいへんお忙しいこととは存じますが、今後もこのように被害実態を把握するために積極的に努力して頂きたいと思っております。

中間指針は、被害実態の調査が不十分な段階で策定された暫定的なものでしかないはずですから、今回の現地調査の結果を踏まえて、また、今後の徹底的かつ継続的な被害実態調査により、現地の実情を十分に理解して頂いた上で、より適切な最終指針を策定して頂ければと思います。

2 継続的に避難者・被災自治体の意見を聴取する仕組み

もともと被害の実態の把握は容易でない場合もあるでしょうし、変化していく部分もございます。その意味で、今回のように、審査会にお呼び頂き、説明の機会を与えて頂くとともに、意見交換ができることは、誠にありがたいことです。

しかし、今日だけでは十分ではありません。審査会が福島まで来られることが難しければ、いつでも東京に参りますし、また会合を開くことが時間的に難しければ、書面でいろいろ情報提供や意見を述べさせていただきます。それらをすべて、審査会の議論の参考にして頂きたいと思います。いずれにせよ、避難者・被災自治体の意見を日常的に吸い上げることができるような仕組み自体を作って頂くことが、町民が、審査会の定められる基準に納得する一つの要素になると思います。

ぜひご検討いただきたいと思います。

以 上